○人にやさしいまちづくり条例施行規則

平成七年六月二十日

福島県規則第五十二号

改正 平成八年六月七日規則第五二号

平成一一年三月一九日規則第一一号

平成一二年三月一〇日規則第一四号

平成一二年七月四日規則第一四一号

平成一二年一二月二二日規則第一八八号

平成一三年六月二六日規則第七三号

平成一四年二月一日規則第四号

平成一五年三月二四日規則第二七号

平成一七年一二月二八日規則第一四三号

平成一九年三月二七日規則第二○号

平成一九年九月二八日規則第七一号

平成一九年一二月一八日規則第八三号

平成二〇年九月三〇日規則第八六号

平成二三年一二月二八日規則第八五号

平成二四年三月二一日規則第一四号

平成二四年九月二八日規則第六一号

平成二五年三月二六日規則第三一号

平成二六年九月三〇日規則第六九号

平成二七年一一月二〇日規則第八八号

平成二七年一二月二八日規則第一一〇号

平成三一年三月一五日規則第八号

(一部未施行)

人にやさしいまちづくり条例施行規則をここに公布する。

人にやさしいまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、人にやさしいまちづくり条例(平成七年福島県条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益的施設)

第二条 条例第三条第一号の規則で定めるものは、別表第一の左欄に掲げる施設とする。

(平一七規則一四三・一部改正)

(指定施設)

第三条 条例第三条第二号の規則で定めるものは、別表第一の左欄に掲げる施設のうち、当該右欄に掲げる施設とする。

(平一七規則一四三・一部改正)

(大規模の修繕及び大規模の模様替)

- 第三条の二 条例第三条第三号アの大規模の修繕で規則で定めるものは、条例第十条の整備 基準の適用を受ける整備箇所の修繕を伴う大規模の修繕とする。
- 2 条例第三条第三号アの大規模の模様替で規則で定めるものは、条例第十条の整備基準の 適用を受ける整備箇所の模様替を伴う大規模の模様替とする。

(平一七規則一四三・追加)

(車両)

- 第四条 条例第七条第二項の規則で定める車両は、次に掲げる車両とする。
 - 一 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) 第二条第一項に規定する鉄道事業の用に 供する旅客車
 - 二 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) 第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客 自動車運送事業の用に供する自動車

(平一七規則一四三・一部改正)

(整備基準)

- 第五条 条例第十条の整備基準は、別表第二のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第二の第一の2の表の左欄に掲げる施設(以下「小規模施設」という。)に係る条例第十条の整備基準は、同表の右欄のとおりとする。

(平一七規則一四三・一部改正)

(指定施設の新築等の届出)

- 第六条 条例第十二条(条例第十四条で準用する場合を含む。)の規定による届出は、指定施設の新築等の工事に着手する日の三十日前までに、指定施設新築等工事計画(変更)届出書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて提出することにより行わなければならない。
 - 一 知事が定める指定施設項目表
 - 二 当該指定施設の区分に応じ、知事が定める図面

(平一七規則一四三・一部改正)

(軽微な変更)

第七条 条例第十四条の規則で定める軽微な変更は、指定施設の新築等の計画の変更のうち、 整備基準の適用の変更を伴わない変更及び工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日 の変更とする。

(指定施設の報告等の提出)

第八条 条例第十五条第一項の報告又は届出を求められた者は、指定施設適合状況報告書 (様式第三号)又は指定施設工事計画届出書(様式第四号)に、第六条各号に掲げる書類 を添えて、知事に提出しなければならない。

(適合証)

- 第九条 条例第十六条第一項の証票は、福島県やさしさマーク (様式第五号) とする。
- 2 条例第十六条第一項の規定による交付の申請は、福島県やさしさマーク交付申請書(様式第六号)に第六条各号に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

(平一七規則一四三・一部改正)

(身分証明書)

第十条 条例第十七条第二項の証明書は、様式第七号のとおりとする。

(意見陳述の方法)

第十一条 条例第十九条第二項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面(以下「意見陳述書」という。)を知事に提出することにより行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、口頭により行うことができる。

(平八規則五二・一部改正)

(意見陳述の通知等)

- 第十二条 知事は、条例第十九条第二項の規定により勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えるときは、意見陳述書の提出期限(口頭による意見陳述の機会を与えるときには、その日時)までに相当な期間をおいて、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知するものとする。
 - 一 公表しようとする内容
 - 二 公表の原因となる事実
 - 三 意見陳述書の提出先及び提出期限(ロ頭による意見陳述の機会を与えるときには、その旨並びに意見陳述を行うべき日時及び場所)
 - 四 証拠書類又は証拠物を提出することができること。

- 五 意見陳述書が提出されず、かつ、口頭による意見陳述がないときの処理
- 2 知事は、前項の規定により通知を受けた者又はその代理人(以下「意見陳述当事者」という。)がやむを得ない理由により意見陳述書の提出期限の延長又は意見陳述を行うべき 日時の変更を申し出たときは、当該提出期限を延長し、又は当該日時を変更することができる。
- 3 知事は、前条ただし書の規定により口頭による意見陳述の機会を与えたときは、意見陳述当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 4 知事は、意見陳述当事者が正当な理由なく意見陳述書の提出期限内に意見陳述書を提出 せず、かつ、口頭による意見陳述をしなかったときは、意見陳述を拒否したものとして取 り扱うものとする。

(平八規則五二・一部改正)

(公共的団体)

第十三条 条例第二十条の規則で定める公共的団体は、独立行政法人水資源機構、独立行政 法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独 立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国立大学法人、日本下水道事業団、福島県 住宅供給公社及び福島県道路公社とする。

(平一一規則一一・平一二規則一四・平一五規則二七・平一七規則一四三・平一九 規則二〇・平一九規則七一・一部改正)

附則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

(平11規則11・平12規則141・平12規則188・平15規則27・平17規則143・平19規則20・平19規則71・平19規則83・平20規則86・平23規則85・平24規則14・平24規則61・平25規則31・平26規則69・平27規則88・平27規則110・平31規則8・一部改正)

第1 建築物

公益的施設	指定施設
1 社会福祉施設等	全てのもの
(1) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定	
する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料	
老人ホーム	

- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院
- (3) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第5条第1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定 する生活介護、同条第11項に規定する障害者支援施設、 同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定す る就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援、 同条第15項に規定する就労定着支援又は同条第16項に 規定する自立生活援助を行う事業所及び同条第28項に 規定する福祉ホーム
- (5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7 号に規定する授産施設
- (6) 売春防止法 (昭和31年法律第118号) 第36条に規定する婦人保護施設
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子・父子福祉施設
- (8) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に 規定する母子健康包括支援センター
- (9) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規 定する児童福祉施設
- (10) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条第1項 に規定する市町村保健センター
- (11) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項 に規定する保護施設
- (12) (1)から(11)までに掲げる施設以外の施設で地方公 共団体が設置する地域住民の心身の健康の増進を図る ことを目的とするもの

2 医療施設
全てのもの

I	
医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定	
する病院又は同条第2項に規定する診療所	
3 薬局	全てのもの
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等	
に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規	
定する薬局	
4 官公庁舎	全てのもの
5 学校等	全てのもの
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する	
学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134	
条第1項に規定する各種学校	
(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条第1項に	
規定する自動車教習所	
(3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条	
の7第1項各号に規定する施設	
6 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が200平方メートルを
	超えるもの
7 文化施設	全てのもの
図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定す	
る図書館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項	
に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相	
当する施設	
8 集会場等	全てのもの
 (1) 社会教育法 (昭和24年法律第207号) 第20条に規定す	
る公民館	
 (2) (1)に掲げる公民館以外の集会場又は公会堂	
9 公衆便所	全てのもの
10 火葬場	全てのもの
墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2	
条第7項に規定する火葬場	
11 事務所	全てのもの
- ~-1/21	_ =

(1) 金融機関の事務所

- ア 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)による農 林中央金庫の事務所
- イ 株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74 号)による株式会社商工組合中央金庫の事務所
- ウ 日本銀行法(平成9年法律第89号)による日本銀行 の支店及びその他の事務所
- エ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合及び農業協同組合連合会の事務所
- オ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9 項に規定する金融商品取引業者の本店その他の営業 所
- カ 水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 第2条 に規定する水産業協同組合の事務所
- キ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第 3条第2号に規定する信用協同組合の事務所
- ク 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に 規定する質屋の営業所
- ケ 信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金 庫の事務所
- コ 労働金庫法(昭和28年法律第227号)による労働金 庫の事務所
- サ 銀行法 (昭和56年法律第59号) 第2条第1項に規定 する銀行の本店、支店その他の営業所
- シ 貸金業法 (昭和58年法律第32号) 第2条第2項に規 定する貸金業者の営業所及び事務所
- (2) 公益事業の事務所
 - ア 日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2 条第4項に規定する郵便局
 - イ ガス事業法 (昭和29年法律第51号) 第2条第2項に 規定する一般ガス事業者の事務所

1		i i
	ウ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第	
	2号に規定する一般電気事業者の事務所	
	工 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第	
	1項に規定する認定電気通信事業者の用に供する事務	
	所	
12	11に掲げる事務所以外の事務所	用途面積が3,000平方メートル
		を超えるもの
13	公共の交通機関の施設	全てのもの
14	理容所又は美容所	用途面積が50平方メートルを
	理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規	超えるもの
定	でする理容所又は美容師法(昭和32年法律第163号)第2	
条	第3項に規定する美容所	
15	コンビニエンスストア等	用途面積が100平方メートルを
	主として飲食料品その他の日用品に係る物品販売業を	超えるもの
堂	む店舗であって、当該店舗の一日当たりの営業時間が14	
時	間以上であるもの	
16	15に掲げるコンビニエンスストア等以外の物品販売業	用途面積が200平方メートルを
を	営む店舗	超えるもの
17	展示場	用途面積が1,000平方メートル
		を超えるもの
18	飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他こ	用途面積が200平方メートルを
れ	らに類するもの	超えるもの
19	サービス業を営む店舗	用途面積が200平方メートルを
	クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサ	超えるもの
_	・ビス業を営む店舗	
20	公衆浴場	用途面積が300平方メートルを
	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定	超えるもの
す	る公衆浴場	
21		用途面積が1,000平方メートル
	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホ	·
テ	ル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の用に供される施設	

22	娯楽施設等	用途面積が1,000平方メートル
(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	を超えるもの
(2	2) 遊技場	
23	体育館等	用途面積が1,000平方メートル
	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場又はスポー	を超えるもの
ッ	の練習場	
24	一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積が1,000平方メートル
		を超えるもの
25	1から24までに掲げるものの複合施設	用途面積が3,000平方メートル
		を超えるもの
26	共同住宅、寄宿舎又は下宿	一棟について50戸を超えるも
		の

注 この表において、用途面積とは、当該用途に供する部分の面積の合計をいう。

第2 建築物以外の公共の交通機関の施設

210	
公益的施設	指定施設
1 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設	全てのもの
2 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定	
する旅客施設	
3 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港	
4 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6	
項に規定するバスターミナル	

第3 道路

公益的施設	指定施設
道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道	全てのもの
路(自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。)	

第4 公園等

	公益的施設	指定施設
]	Ⅰ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定す	全てのもの
	る都市公園	
6	2 児童福祉法第40条に規定する児童遊園	

- 3 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施 設である緑地
- 4 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条 に規定する博物館に相当する施設に該当する動物園又は 植物園

第5 駐車場

	公益的施設	指定施設
-	駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定による	全てのもの
	届出をしなければならない路外駐車場 (機械式のものを除	
	<.)	
6	2 道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場	用途面積が500平方メートルを
		超えるもの

注 この表において、用途面積とは、当該用途に供する部分の面積の合計をいう。 別表第2(第5条関係)

> (平13規則73・平14規則4・平17規則143・平19規則20・平24規則14・平25規則 31・平31規則8・一部改正)

第1 建築物に関する整備基準

	为1 连来物(C)	
	整備箇所	整備基準
1	利用者用の出入口	公益的施設を客及びこれに類する者として利用する者(以下「利
		用者」という。)の用に供する屋外へ通ずる出入口、駐車場へ通ず
		る出入口及び各室の出入口は、次に定める構造とすること。
		(1) 幅は、80センチメートル以上(敷地の状況、建築物の構造その
		他やむを得ない場合を除き、直接地上に通ずる出入口のある階に
		おける屋外に通ずる主要な出入口のうち一以上にあっては、90セ
		ンチメートル以上)とすること。
		(2) 車椅子を使用する者(以下「車椅子使用者」という。)が通過
		する際に支障となる段を設けないこと。ただし、3の項に定める傾
		斜路又は車椅子使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭
		和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号若しくは第2号又は第
		129条の12第1項第1号若しくは第5号の規定に基づき国土交通大
		臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車椅子使用者の用に供

するものをいう。以下同じ。)を併設する場合には、この限りでない。

- (3) 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。
 - ア 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - イ 利用者が戸に衝突することを防止する措置を講じたものとす ること。
 - ウ 自動的に開閉する構造の戸である場合にあっては、利用者を 感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けるなど利用者 が戸に挟まれることのない構造とすること。

2 利用者用の廊下等

利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとすること。
- (3) 傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
 - ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
 - イ その前後の水平な部分との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。
- (4) 階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロック等(視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、当該水平な部分が次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。

ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分の端に近接するもの

である場合

- イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下 の傾斜がある部分の端に近接するものである場合
- ウ 一般公共の用に供される自動車車庫に設けられるものである 場合
- (5) 屋外へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び6の項(1)に規定する便所へ通ずる出入口から利用者の用に供する各室(以下「利用居室」という。)の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等は、(1)から(4)までに定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
 - イ 末端の付近及び区間50メートル以内ごとに縦、横それぞれ1.4 メートル以上の空間を設けること。
 - ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜がある部分と し、又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。
 - (ア) こう配は、12分の1以下とすること。ただし、高さが16 センチメートル以下の傾斜がある部分である場合のこう配 は、8分の1以下とすること。
 - (イ) 高さが75センチメートルを超える傾斜がある部分である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が 1.5メートル以上の水平な部分を設けること。
 - (ウ) 1の項に定める出入口並びに5の項に定める構造の昇降機及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- (6) 屋外へ通ずる出入口のうち一以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等は、(1)に定める構造によるほか、進行方向を変更する必要がない風除室内(その戸が自動的に開閉する構造である戸である場合に限る。)を除き、視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック等及び線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロ

ックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられて おり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により 容易に識別できるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。) を敷設し、又は音声誘導装置等を設けたものとすること。ただし、 当該受付等に常時勤務する者を配置し、その者が当該受付等から 屋外へ通ずる出入口を容易に確認でき、かつ、視覚障害者を誘導 することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合 においては、この限りでない。

3 階段に併設される 傾斜路

利用者の用に供する階段に併設される傾斜路(その踊場を含む。)は、2の項(1)及び4の項(4)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、90センチメートル以上とすること。
- (2) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え る傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85セ ンチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けるこ と。
- (3) 傾斜がある部分にあっては、その前後の廊下等の水平な部分又 は踊場との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に 識別できるものとすること。
- (4) 傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊場である場合を除き、傾斜がある部分に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が、次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。
 - ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分に近接するものである場合
 - イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下 の傾斜がある部分に近接するものである場合
 - ウ 一般公共の用に供される自動車車庫に設けられるものである 場合

4 利用者用の階段

屋外へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から利用者の用に

供する各室の出入口に至る経路における利用者の用に供する階段 (その踊場を含む。)は、次に定める構造(当該公益的施設が一般 公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、(1)から(3)ま で、(5)及び(6)に定める構造)とすること。

- (1) 踊場を除き、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
- (3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等 により段を容易に識別できるものとすること。
- (6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする こと。
- (7) 段がある部分と連続して手すりが設けられる場合を除き、段が ある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設 すること。

5 利用者用の昇降機 及び乗降ロビー

利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設(特別支援学校以外の学校並びに共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く。)で当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)が当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者が円滑に利用できる部分(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造の昇降機及び乗降ロビーを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を昇降機を利用しないで利用者が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(1) 籠は、利用居室、6の項(1)に規定する車椅子使用者用便房及び

車椅子使用者用駐車施設がある階並びに直接地上に通じる階に停止すること。

- (2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- (3) 籠の幅及び奥行きは、それぞれ1.35メートル以上とすること。
- (4) 籠の形状は、車椅子の転回に支障がないものとすること。ただ し、籠の出入口が複数ある場合であって、車椅子使用者が転回す る必要のない構造のものにあっては、この限りでない。
- (5) 籠内及び乗降ロビーには、高さが1メートル程度の位置に制御装置を設けること。
- (6) 籠内には、両側の側板の高さが75センチメートルから85センチ メートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (7) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及びその奥行き は、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- (8) 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在 位置を表示する装置を設けること。
- (9) 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- (10) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の 開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- (11) 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる 装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸 が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられ ている場合においては、この限りでない。
- (12) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等を表示したものその他視覚障害者が円滑に操作することができる構造のものとすること。
- (13) 籠の出入口が複数ある昇降機を設ける場合においては、開閉する る籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- (14) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を確認することのできる鏡を設けること。ただし、籠

の出入口が複数ある場合は、この限りでない。

(15) 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する装置を設けること。

6 利用者用の便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造である便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができるもの(以下「介助者同伴用便房」という。)が一以上設けられた便所を一以上設けること。
 - ア 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、握りやすい形状の手すり等が適切に配置されていること。
 - イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口に戸を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (2) (1)に規定する便所は、次に定める構造とすること。
 - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 出入口に戸を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ウ 床には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - エ 床面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げる こと。
- (3) (1)に規定する便所を設けた場合には、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に介助者同伴用便房が設けられている旨の表示を設けること。
- (4) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合に は、床置式又はこれに類する小便器のある便所を一以上設けるこ と。
- (5) 次に掲げる施設(イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。)に利用者の用に供する便所を設ける場合には、乳幼児を安全に座らせることができる椅子

(以下「ベビーチェア」という。)及び乳幼児用ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備(以下「ベビーベッド等」という。) (他の場所にベビーベッド等が設置されている施設にあっては、ベビーチェア)のある便房を設置した便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。

- ア 社会福祉施設等(別表第1の第1の表1の項(7)から(10)まで及び(12)に掲げる施設((9)に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。)、医療施設、薬局、官公庁舎、文化施設、集会場等、公衆便所、火葬場、事務所(別表第1の第1の表11の項に掲げる事務所に限る。)又はこれらの複合施設
- イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品 販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイ トクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、 公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共の用に 供される自動車車庫又はこれらの複合施設
- (6) 医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等又はこれらの複合施設であって当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に掲げる設備を備えたオストメイト(人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。)の利用に配慮した設備を設けた便房を設置した便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。
 - ア フラッシュバルブ式汚物流し
 - イ 給湯設備
 - ウ 荷物を置くための棚その他の設備
 - エ 水石けん入れ
 - 才 紙巻器

カ 汚物入れ

- キ 2以上の衣服をかけるための金具
- (7) (6)に規定する施設のうち当該用途に供する部分の床面積の合 計が10.000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を 設ける場合には、大人用介護ベッド(長さが1.2メートル以上で大 人がおむつ交換ができるものをいう。) のある便房を設置した便 所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一 以上)設けること。

- 7 利用者用の駐車場 (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、次に定める構造 の車椅子使用者用駐車施設を一以上設けること。
 - ア 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる1に定める構造の出入口か ら当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路((2)に定める駐車場 内の通路又は8の(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を 含むものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位置に設ける こと。
 - イ 幅は、3.5メートル以上とすること。
 - ウ 障害者のための国際シンボルマークその他車椅子使用者用で ある旨を見やすい方法により表示すること。
 - (2) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐 車施設に至る駐車場内の通路は、8の(1)から(3)までに定める構造 とすること。

8 利用者用の敷地内 の通路

利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合には、当該段は、4の項(5)から(7)までに定める 構造に準じたものとすること。
- (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公益 的施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項た だし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。) 又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞ れ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、 地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、か

つ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る 車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通 路については、この限りでない。

ア 幅は、1.2メートル以上とすること。

- イ 高低差がある場合には、(5)に定める構造の傾斜のある部分及 びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- (4) 公益的施設(自動車車庫を除く。)の直接地上へ通ずる1の項に 定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それ ぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
 - ア 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
 - イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜のある部 分及び段の端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点 状ブロック等を敷設すること。
- (5) 傾斜がある部分及びその踊場は、2の項(1)、(5)のア並びに(5)の ウ(ア)及び(イ)に定める構造とするほか、次に定める構造と すること。ただし、当該傾斜のある部分の踊場に段を併設する場 合には、当該傾斜のある部分の幅は、90センチメートル以上とす ることができる。

ア手すりを設けること。

イ 傾斜のある部分には、その踊場及び当該傾斜のある部分に接 する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によ りこれらと識別しやすいものとすること。

9 観覧席・客席

集会場等、娯楽施設等(遊技場を除く。)又は体育館等で観覧席・ 客席(固定式のものに限る。)を有する施設にあっては、次に定め る車椅子使用者用席及び聴覚障害者用席を、観覧しやすい位置にそ れぞれ一以上設けること。

- (1) 車椅子使用者用席の間口は90センチメートル以上、奥行きは1.2 メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者用席の後方に車椅子使用者の円滑な出入り及び転 回が可能な通路を設けること。

- (3) 観覧席・客席部の1の項に定める構造の出入口のうち一以上の出 入口から車椅子使用者用席に至る経路のうち、一以上の経路は次 に定める構造とすること。
 - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
 - イ 高低差がある場合には、2の項(5)のウに定める構造の傾斜があ る部分とすること。
- (4) 聴覚障害者用席には、聴覚障害者用集団補聴装置等を設けるよ う努めること。

10 利用者用の浴室

社会福祉施設等(別表第1の第1の表1の項(1)から(4)までに掲げる 施設に限る。)、医療施設、公衆浴場又は宿泊施設で利用者の用に 供する浴室(利用者の用に供する居室又は客室の内部に設置するも のを除く。)を設ける場合には、次に定める構造の浴室を一以上(男 |子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上) 設けること。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車椅子使用者が円滑 に開閉して使用できる構造とすること。
- (3) 浴槽及び洗い場は、すべての人が円滑に利用できるよう、手す り等が適切に配置された構造とすること。
- (4) 円滑に利用できる水栓器具を設けること。
- (5) 浴室内の見やすい位置に、非常通報装置を設けること。
- (6) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保し、 通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (7) 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。
- (8) 脱衣場を設ける場合には、11の項に定める構造とすること。

室及びシャワー室

- |11 利用者用の更衣 | (1) 体育館等に利用者の用に供する更衣室を設ける場合には、次に 定める構造であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由 しないで利用することができるものを一以上設けること。
 - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車椅子使用者が円 滑に開閉して使用できる構造とし、かつ、その前後に高低差が ないこと。

- ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- エ 円滑に移動ができるよう、手すりが適切に配置された構造と すること。
- オ 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- カ 車椅子使用者が更衣するための区画を設ける場合には、次に 定める構造のものを一以上設けること。
 - (ア) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を 確保すること。
 - (ウ) ベンチ及び棚が適切に配置された構造とすること。
- (2) 体育館等にシャワー室を設ける場合には、(1)のアからオまでに 定める構造のものを一以上設けること。
- (3) (2)のシャワー室に車椅子使用者が円滑に利用できる区画を設ける場合には、次に定める構造のものを一以上設けること。
 - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。
 - ウ 手すり及びシャワーチェアーが適切に配置された構造とする こと。
- (4) 体育館等で利用者の用に供する男子用及び女子用の区分のある 更衣室又はシャワー室を設ける場合には、(1)又は(2)に定める構造 のものをそれぞれ一以上設けること。

12 客室

宿泊施設にあっては、一以上の客室は、1の項(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が 確保され、かつ、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- (3) 車椅子使用者用便房が設けられていること。ただし、当該公益 的施設に6の項(1)に規定する車椅子使用者用便房を設ける場合に おいては、この限りでない。
- (4) 車椅子使用者が円滑に利用できる浴室が設けられていること。

1	ĺ	ı
		ただし、当該公益的施設に利用者の用に供する10の項に定める構
		造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。
	(5) ベッドを設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用できるよ
		う、ベッドの高さは40センチメートルから45センチメートルまで
		とし、壁等からベッドの一の側面までは1.4メートル以上とするこ
		と。
13 受付・第	ミ内カウン	受付・案内カウンター及び記載台を設ける場合には、一以上は車
ター及び記	2載台 椅	子使用者が円滑に利用できるよう、次に定める構造とすること。
	(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。
	(2) 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでとするこ
		と。
	(3) 下部には、幅80センチメートル以上、高さ65センチメートル以
		上及び奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。
14 公衆電話	話所	公衆電話所を設ける場合には、一以上は、次に定める構造とする
	_	と。
	(1) 電話台は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、高さは70セ
		ンチメートルから80センチメートルまでとすること。
	(2) 電話台の下部には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、幅
		80センチメートル以上、高さ65センチメートル以上及び奥行き45
		センチメートル以上の空間を設けること。
	(3) 公衆電話所に出入口を設ける場合には、1の項(1)及び(3)アに定
		める構造とすること。
	(4) 電話機の一以上は、点字及び音量調節機能の付いたものとする
		こと。
15 券売機		券売機を設ける場合には、一以上は障害者等が円滑に利用できる
	よ	う、金銭投入口の高さ、足下の空間、点字表示等に配慮すること。
16 案内標示	·等 (1) 案内標示を設ける場合には、次に定める構造とすること。
		ア すべての人が見やすく理解しやすいよう、設置場所、高さ、
		照明等に配慮すること。
		イ 文字の大きさ、書体、配色、記号、図等は、見やすくわかり
		やすいものとすること。

ウ 必要に応じ、点字等による標示を行うこと。

- (2) 文化施設、集会場等、娯楽施設等又は宿泊施設で自動火災報知 設備(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条に定める基準 の設備をいう。)を設ける場合においては、聴覚障害者に配慮し た光等による非常警報装置を設けるよう努めること。
- (3) 公共の交通機関の案内板については、聴覚障害者に配慮し、事故等の臨時情報に対応可能な電光による標示装置、急告板等を設けるよう努めること。

17 授乳及びおむつ交換の場所

- (1) 次に掲げる施設(イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。)には、安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上(これらの場所を別々に設ける場合には、それぞれ一以上)設けること。
 - ア 社会福祉施設等(別表第1の第1の表1の項(7)から(10)まで及び(12)に掲げる施設((9)に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。)、医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、公衆便所、火葬場及びこれらの複合施設(医療施設、文化施設、集会場等、火葬場及び複合施設にあっては、用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。)
 - イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品 販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイ トクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、 公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共の用に 供される自動車車庫又はこれらの複合施設であって、用途面積 が2,000平方メートル以上の施設
- (2) (1)に定める安全かつ円滑に授乳及びおむつを交換することができる場所は、次に定める構造とすること。
 - ア 壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできない 構造とすること。
 - イ 授乳用の椅子、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ(和 室等にあっては、手洗い設備及び汚物入れ)を設けること。た だし、当該施設の他の場所に設けられている汚物入れを支障な

く利用できる場合においては、汚物入れを設けることは要しな

ウ 出入口又はその付近の見やすい位置に、授乳及びおむつ交換 ができる場所が設けられている旨が表示されていること。

第1の2 小規模施設に関する整備基準

当該施設の用途面積 1 利用者用の出入口 が300平方メートル以 下の次の施設

- 1 別表第1の第1の表 (以下この欄におい て「表」という。) 62 利用者用の廊下等 の項に掲げる学習 塾、華道教室、囲碁 教室その他これらに 類するもの
- 2 表8の項に掲げる集 会場等
- 3 表14の項に掲げる 3 利用者用の便所 理容所又は美容所
- 4 表15の項に掲げる コンビニエンススト ア等
- 5 表16の項に掲げる コンビニエンススト ア等以外の物品販売 業を営む店舗
- 6 表18の項に掲げる 飲食店又は料理店、 キャバレー、ナイト クラブその他これら に類するもの

利用者の用に供する屋外へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入 口及び各室の出入口のうち、それぞれ一以上は、第1の表1の項(2) 及び(3)に定める構造とするほか、その幅を80センチメートル以上 とすること。

屋外へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口から利用者の 用に供する各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経 路における利用者の用に供する廊下等は、第1の表2の項(1)及び (5)アに定める構造とすること。この場合において、当該廊下等に 高低差がある場合には、2の項(5)のウ(ア)に定める構造の傾斜 がある部分とすること。

利用者の用に供する便所を設ける場合には、車椅子使用者用便 房が一以上設けられた便所であって、床には車椅子使用者が通過 する際に支障となる段を設けていない構造のものを一以上 (男子 用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上) 設けること。

7 表19の項に掲げるサービス業を営む店舗

第2 建築物以外の公共の交通機関の施設に関する整備基準

	第 2 连条初以外 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	3.共り久地域民り心成に民りる金매本中
	整備箇所	整備基準
1	利用者用の便所	(1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項の
		(2)及び(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
		ア 利用者の用に供する男子用小便器を設ける場合には、床置式
		又はこれに類する小便器を一以上設けること。
		イ イの規定により設けられる小便器のうち一以上は、手すりが
		設けられていること。
		ウ ベビーチェアー及びベビーベッド等を設置すること。
		(2) 1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅に利用
		者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(6)に定める
		便所を一以上設けること。
		(3) 床面積が10,000平方メートル以上の鉄道駅の利用者の用に供
		する便所を設ける場合には、第1の表6の項(7)に定める便所を一以
		上設けること。
2	利用者用の授乳及	1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅にあって
	びおむつ交換の場所	は、第1の17の項(2)の構造の安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換を
		することができる場所を一以上(これらの場所を別々に設ける場合
		は、それぞれ一以上)設けること。

第3 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
歩道及び自転車歩行	(1) 幅は、車椅子使用者等が円滑に通行できるものとすること。
者道	(2) 横断こう配、縦断こう配及びすりつけこう配は、利用者が円滑
	に通行できるものとすること。
	(3) 横断歩道橋及び地下横断歩道の昇降口並びに視覚障害者用信
	号付加装置の設けられている横断歩道に接する部分には、点状ブ
	ロック等を敷設することとし、その他必要に応じ、点状ブロック
	等及び線状ブロック等を敷設すること。

第4 公園に関する整備基準

	整備箇所	整備基準
1	利用者用の出入口	利用者の用に供する出入口のうち一以上は、次に定める構造とす
		ること。
		(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、車止めの柵等を
		設ける場合においては、柵等と柵等の間は、90センチメートル以
		上1.2メートル未満とすることができる。
		(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
		(3) 高低差がある場合には、第1の表2の項(1)、(3)、(4)及び(5)イに
		定める構造の傾斜のある部分とすること。
		(4) 出入口が直接車道等に接する場合には、点状ブロック等の敷設
		等により車道等の境界を明らかにすること。
2	園路	1の項に定める構造を有する出入口と接続する園路を設ける場合
		には、次に定める構造とすること。
		(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。
		(2) 車椅子使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設
		けないこと。
		(3) 階段を設ける場合は、第1の表3の項に定める構造の傾斜路を併
		設すること。
		(4) 縁石、街きょ等により段差を生ずる場所では、20分の1以下(構
		造上の理由によりやむを得ない場合は、12分の1以下)のこう配
		ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は、
		1センチメートル以下とすること。
		(5) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい舗装材で仕上げる
		こと。
		(6) 縦断こう配は、20分の1以下とすること。ただし、当該縦断こ
		う配の高低差が16センチメートル以上75センチメートル以下の
		場合は12分の1以下と、16センチメートル未満の場合は8分の1以
		下とすることができる。
		(7) 100分の3以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、延
		長30メートル以内ごとに1.5メートル以上の水平な部分を設ける

ı		I
		こと。
		(8) 横断こう配は、100分の1以下とすること。
		(9) 園路を横断する排水溝の蓋は、濡れても滑りにくく、杖、車椅
		子キャスター等が落ちない構造とすること。
		(10) 視覚障害者用誘導ブロックを園路の要所に敷設すること。
		(11) 傾斜がある部分は、第1の表2の項(3)のア及び2の項(5)のウ
		(イ)の構造とすること。ただし、こう配が20分の1以下の場合
		においては、この限りでない。
3	休憩施設	ベンチ、四阿、水飲場その他の休憩施設は、すべての人が使いそ
		すいものとすること。
4	利用者用の階段	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。
		(1) 回り段を設けないこと。
		(2) 幅は、1.2メートル以上とすること。
		(3) 高さ3メートル以内ごとに、長さ1.5メートル以上の水平な部分
		を設けること。
		(4) 側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの
		位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
		(5) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
		(6) 表面は、平坦で、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
		(7) 踏面の端部とその周囲の色の明度の差が大きいこと等により
		段を容易に識別できるものとすること。
		(8) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とす
		ること。
		(9) 段がある部分の上下に近接する踊場部分に点状ブロック等を
		敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けら
		れるものである場合は、この限りでない。
5	利用者用の便所	利用者用の便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房にベビーチ
		ェア及びベビーベッド等を設けた便所を園路から容易に出入りで
		きる位置に一以上(男子及び女子の区分があるときは、それぞれ―
		以上)設けること。
6	案内標示	案内標示を設ける場合には、第1の表16の項(1)に定める構造とす

		ること。							
7	利用者の駐車場	(1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用							
		駐車施設を2の項に定める園路に接続する1の項に定める出入口							
		に近接する位置に一以上設けること。							
		(2) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用							
		駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の表2の項の(1)から(3)ま							
		でに定める構造とすること。							
8	照明	必要に応じて照明を設けること。							

第5 駐車場に関する整備基準

	整備箇所	整備基準
1	車椅子使用者用駐	(1) 第1の表6の項に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を一以
	車施設	上設けること。
		(2) 車椅子使用者用駐車施設は、車椅子使用者の利用に配慮した位
		置に設けること。
2	利用者用の出入口	利用者の用に供する出入口のうち一以上は、次に定める構造とす
		ること。
		(1) 利用者用で車両の通行できない出入口とすること。
		(2) 幅は、90センチメートル以上とすること。
		(3) 車椅子使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設
		けないこと。
3	照明	必要に応じて照明を設けること。

別表第3 削除

(平17規則143)

様式第1号(第6条関係)

(その1)

指定施設新築等工事計画(変更)届出書(建築物)

年 月 日

福島県知事

住 所 氏 名 印 電 話() 一

[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第12条(第14条)の規定により、次のとおり指定施設の新築等工事計画(変更)の内容を届け出ます。

- *	衆守工事計画(変更/º/トツイムを油り山より。												
指力	定施	設の	湯	所									
指力	定施	設の) 名	称									
指定	2施設	のエ	事種	鱽	建	築 大規模	莫修繕	大規模模樣	兼替用途	変更			
主要	見用途						延~	ド面積(戸数	女)		m² (戸)	
棟	数				棟	主たる	建築物	の階数	地上	階・地	下	階	
建築	物のタ	名称		事別	階数	新築等の面積(既存の部 面 積 (『分の 戸数)	合計	(戸数)		
建						m²	(戸)	m²	m²(戸)		m²(戸)	
建築物						m²	(戸)	m²(戸)			m²(戸)	
の						m²	(戸)	m²(戸)			m²(戸)	
棟別概要						m²	(戸)	m²	(戸)		m²(戸)	
要						m²	(戸)	m²(戸)			$m^2(\overline{\digamma})$		
î	合				計	m²	(戸)	m²	(戸)		m²(戸)	
工事	着手	予定	年月	日		年 月	月工	事完了予定	定年月日		年 月	日	
油鱼	各先	住	j	折				法人名					
建和	计元	担当	4者:	名				電 話	() —			

- 注1 共同住宅等にあっては、面積欄に戸数を記入すること。
- 2 下の欄は、記入しないこと。

受	付		欄	決	裁	欄
	年	月	日			
	第		号			
担当職員印						

指定施設新築等工事計画(変更)届出書(建築物以外)

年 月 日

福島県知事

住所 氏名 〔〕

電 話() — [法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第12条(第14条)の規定により、次のとおり指定施設の新築等工事計画(変更)の内容を届け出ます。

※ 守 上 尹	架守工事計画(変史/の内谷を囲り山より。												
指定施	設の場所												
指定施	設の種類					指定	施設	の名	称				
指定施設	の工事種別		新築	新設	増約	築 改築	用	途変	更				
施設の	敷地面積				m²	工事区	域の)面;	積				m²
主な	施施	設	(カ	内	容	施	設(の直	面 積	備		考
										m²			
										m²			
										m²			
										m²			
										m²			
										m²			
										m^2			
É	ì				計					m²			
工事着手	予定年月日		年	三月	日	工事	完了	予定	[年	月日	年	月	日
連絡先	住 所						法人	名					
上 桁 兀	担当者名						電	話	()	_		

注 下の欄は、記入しないこと。

受	付		欄	決	裁	欄
	年	月	日			
	第		号			
担当	職員印					

様式第3号(第8条関係)

(その1)

指定施設適合状況報告書(建築物)

年 月 日

福島県知事

住 所 氏 名 印 電 話() 一

[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名]

人にやさしいまちづくり条例第15条第1項の規定により、次のとおり指定施設の適合 状況について届け出ます。

- 1	COLIC	- 1	СИП	/ Ш	5 / 0)									
指	定 施	設	の場	所											
指	定 施	設	の名	称											
主	要用	余							延べ	面積(戸数)			m²(戸)
棟	ŝ	数				棟	主	たる列	建築 物	の階	数	地上	階・地	地下	階
	建	築	物	0)	名	称		階数	延~	べ面積	(戸掌	汝)	備		考
建											r	n²(戸)			
建築物											r	n²(戸)			
0											r	n²(戸)			
棟別概要											r	n²(戸)			
要											r	n²(戸)			
	合 計								m²(戸)						
)事	级化	住	: j	所						法丿	、名				
理	絡 先	担	1.当者:	名						電	話	()	_	

- 注1 共同住宅等にあっては、延べ面積欄に戸数を記入すること。
- 2 下の欄は、記入しないこと。

受	付		欄	決	裁	欄
	年	月	日			
	第		号			
担当職員印						

指定施設適合状況報告書(建築物以外)

年 月 日

福島県知事

住 所 氏 名 印 雷 話() 一

電 話() — (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第15条第1項の規定により、次のとおり指定施設の適合 状況について届け出ます。

人がについて用り	лыку.			
指定施設の場	計所			
指定施設の種	直 類	指定力	施設の名称	
施設の敷地面	i 積	m² ⊥ ∃	事区域の面積	m²
主な	施 設 の 内	容	施設の面積	備考
			m²	
合		計	m²	

注下の欄は、記入しないこと。

1上 「	門ノくしなくこ	- 0				
受 付			欄	決	裁	欄
	年	月	日			
	第		号			
担当職員印						

様式第4号(第8条関係)

(その1)

指定施設工事計画届出書(建築物)

年 月 日

福島県知事

住 所 氏 名 印 電 話() 一 [法人にあっては、主たる事務所の]

所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第15条第1項の規定により、次のとおり指定施設の工事 計画について届け出ます。

- н	可圖に ング・で温り出よう。															
指	定施設	の場	易所													
指	定施設	(の4	吕称													
主要用途									延べ	面積(戸数	女)				m² (戸)
棟	棟 数				棟	主	たる身	生築 物	の階数	地上	ß	皆・地	下	階	Ŀ ii	
	建	築	物	0	名	称		階数	延べ面	積(戸数)			備		考	
建											m²(戸)					
建築物											m²(戸)					
0											m²(戸)					
棟別概要											m²(戸)					
要											m²(戸)					
	合						計				m²(戸)					
工月	事着	三子	定年			年	月	日	工事分	完了予定	三年月	日		年	月	日
油	絡 先	住		所						法人名						
建	까다 기디	担	.当者	名						電 記	i ()		_		

- 注1 共同住宅等にあっては、延べ面積欄に戸数を記入すること。
- 2 下の欄は、記入しないこと。

= 1 ·> [M(10)]	10,000	0				
受	受 付			決	裁	欄
	年	月	日			
	第		号			
担当職員印						

指定施設工事計画届出書(建築物以外)

年 月 日

福島県知事

住 所 氏 名 印 電 話() 一

電 話() — [法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第15条第1項の規定により、次のとおり指定施設の工事 計画について届け出ます。

p) [2] (C .	> V . C /E	под	4 6	7 0													
指定施	設の	場,	所														
指定施	設の	種	類				指角	官施	設の) 名	移	ĸ					
工事区	域の	面和	積														m²
主	な	施	į	設	の	内	容	j	施設	党 (カ	面	積	備			考
													m²				
													m²				
													m²				
													m²				
													m²				
													m²				
													m²				
													m²				
1						Ē.	ŀ						m²				
工事着手 月日	予定年	F		年	月	日	工事	完了	予》	定在	年。	月	Ħ		年	月	日
連絡先	住	所						法	人名	3							
理 給 先	担当す	5名						電	計	舌		()		_		

注 下の欄は、記入しないこと。

受	付		欄	決	裁	欄
	年	月	日			
	第		号			
担当職員印						

様式第5号(第9条関係)

福島県やさしさマーク



- 1 大きさ 総36センチメートル×横23.5センチメートル
- 2 色 ふくしまイメージデザインの赤、黄、緑及び青の4色

福島県やさしさマーク交付申請書

年 月 日

福島県知事

住 所 氏 名 印 電話番号() 一 担当者名

[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第16条の規定により、下記のとおり整備基準適合証(福島県やさしさマーク)の交付を申請します。

記

	市区
施設の場所	
施設の名称	
用途 該当するものを ○で囲む	社会福祉施設等 医療施設 薬局 官公庁舎 学校等 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 文化施設 集会場等 公衆便所 火葬場 事務所 公共の交通機関の施設 理容室又は美容室 コンビニ エンスストア等 コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む 店舗 飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これら に類するもの サービス業を営む店舗 公衆浴場 宿泊施設 娯楽施設等 体育館等 自動車車庫 共同住宅 駐車場 複合施設()
用途に供する面積等	m²(戸)
所 有 関 係	申請者の所有・申請者以外の者の所有(所有者)

注1 共同住宅にあっては、面積欄に戸数を記入すること。

2 下の欄は、記入しないこと。

	1	p1410.	10/10	04.					
受	受 付					欄	決	裁	欄
				年	月	日			
				第		号			
係	員	印							

様式第7号(第10条関係) 分 証 明 書 所 属 職・氏名 年 月 日生 上記の者は、人にやさしいまちづくり条例(平成7年福島県条例第22号)第17条第2 項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。 年 月 日 印 福島県知事 ------(折り線)------人にやさしいまちづくり条例抜すい (立入調査) 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、第12条の規 定による届出(第14条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に係る 指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかについて 調査させることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら ない。 -g附 則(平成八年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の第一の表一の項の改正規定は、 平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一四一号)

この規則は、公布の目から施行する。

附 則(平成一二年規則第一八八号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年規則第七三号)

- 1 この規則は、平成十三年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の人にやさしいまちづくり 条例施行規則第六条の規定により届出のあった指定施設及び同条の届出を要しない公益 的施設で施行日から起算して三十日を経過する日以前に新築等の工事に着手したものに 係る人にやさしいまちづくり条例(平成七年福島県条例第二十二号)第十六条に規定する 適合証の交付に係る整備基準の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一四年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規則第二七号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の第一の表10の項(1) のアの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一四三号)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の人にやさしいまちづくり 条例施行規則第六条の規定により届出のあった指定施設及び同条の届出を要しない公益 的施設で施行日から起算して三十日を経過する日以前に新築等の工事に着手したものに 係る人にやさしいまちづくり条例(平成七年福島県条例第二十二号)第十六条に規定する 適合証の交付に係る整備基準の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一九年規則第二○号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の第一の表11の項の改正規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から、別表第二の第一の表5の項の改正規定は平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第七一号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の第一の表11の項(1)才の改正規定は平成十九年九月三十日から、第十三条の改正規定(「日本郵政公社」を「独立行政法人国立高等専門学校機構」に改める部分に限る。)及び別表第一の第一の表11の項(2)アの改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第八三号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の 日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成一九年一二月二六日)

附 則(平成二〇年規則第八六号)

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一の第二の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第八五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第一四号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第六一号)

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第三一号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の第一の表1の項(2)の改正規定及び別表第二の改正規定 公布の日
- 二 別表第一の第一の表1の項(4)の改正規定(「障害者自立支援法」を「障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。) 平成二十 六年四月一日

附 則(平成二六年規則第六九号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、別表第一の第一の表3の項の

改正規定は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二六年一一月二五日)

附 則(平成二七年規則第八八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第一一○号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年規則第八号)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第一の第一の表 1 の項(4)の改正規定(「第26項」を「第28項」に改める部分に限る。)、同項(8)の改正規定及び別表第二の第一の表 5 の項の改正規定並びに次項の規定 公布の日
 - 二 別表第一の第一の表 1 の項(2)の改正規定及び同項(4)の改正規定(「又は同条」を「、同条」に改め、「就労継続支援」の次に「、同条第15項に規定する就労定着支援又は同条第16項に規定する自立生活援助」を加える部分に限る。) 平成三十一年四月一日
 - 三 別表第二の第一の表12の項の改正規定 平成三十一年十月一日
- 2 別表第一の第一の表21の項の宿泊施設のうち、客室の総数が五十以上のものであって、 平成三十一年十月一日から起算して三十日を経過する日以前に新築等の工事に着手した ものに係る人にやさしいまちづくり条例(平成七年福島県条例第二十二号)第十六条に規 定する適合証の交付に係る整備基準の適用については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

(平17規則143・一部改正)

様式第2号 削除

(平17規則143)

様式第3号(第8条関係)

(平17規則143・一部改正)

様式第4号(第8条関係)

(平17規則143・一部改正)

様式第5号(第9条関係)

(平17規則143・全改)

様式第6号(第9条関係)

(平17規則143・一部改正)

様式第7号(第10条関係)